



気をつけましょう。
健康食品などの送り
付け代金請求が急増
しています。

申し込んだ覚えのない健康食品などを送り付けられ、代金を要求される被害が昨年度から急増しています。

おもに高齢者を狙い、強い口調で購入を迫り、断っても郵送したりと悪質な商法です。

主な手口としては、「注文を受けた健康食品を送る」と突然、電話があり、注文した覚えがないと断っても、注文した証拠がある、貴方用に用意したから等の理由で執拗に購入を迫り、「裁判にする」「弁護士をたてる」等と脅迫めいた強引な態度を示すため不安になった消費者は、配達を承諾してしまふというものです。

【事例1】

「注文を受けた健康食品を送る」と

電話がきた。「頼んだ覚えがない」と断ると、「受注生産だから断れない」と言われ、相手から「後日代引で送る」と一方的に言われ電話を切られた。近日に健康食品が届くが、注文した覚えが無いので断りたい。

【事例2】

高齢の母が、「注文を受けた健康食品を送ります」と電話がきて、注文を受けたと業者が言っているので断れないと思い、商品を受け取ってしまった。契約書面は同封されておらず、商品は未開封だが返品することは可能か。

《アドバイス》

①申し込んだ覚えがなければキツパリ断ること。

②断ったにもかかわらず、一方的に商品が送り付けられたら受け取りを拒否すること。

③電話勧誘で断りきれず、購入してしまった場合には、法定契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。

④クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、勧誘方法等に問題があれば解約できるケースもあるので、諦めずに相談してください。

注文をしていないのに、一方的に商品を送り付けてきて代金を請求するのは、「ネガティブオプション（送り付

け商法）」といい、消費者が受け取った以上、支払わなければならないと勘違いして支払うことを狙った商法です。送られてきた商品は、業者からの一方的な契約の「申し込み」なので、消費者が買うと「承諾」しなければ、売買契約は成立しないため、代金の支払義務も商品の返送義務もありません。しかし、契約は不成立でも、商品の所有権は業者にあるため、勝手に処分はできませんし、業者が引き取りに来たときは返還しなければなりません。

そこで、特定商取引法では消費者が商品を受領した日から14日間（商品の引き取りを業者に請求した場合は、その日から7日間）を過ぎれば、業者は商品の返還を請求することができず、消費者は自由に処分できることに規定されています。

代金引換で送られて来た場合は、支払ってしまうと返金交渉は困難です。で、誰が注文したか不明であれば受け取らず（代金は支払わず）、一度配達人に持ち帰ってもらい、誰も申し込んでいないことがわかった場合は、「受取拒否」をしましょう。（品物は送り主へ返還されます）

被害に遭ったら、一人で悩まないで、早めに役場産業振興課水産林務商エグループ消費生活相談窓口へ相談しましょう。

(有料広告)

医療法人社団 陵仁会

【診療科目】産科・婦人科 小児科隣接

enzo

えんどう桔梗マタニティクリニック

産科・最新4D超音波・婦人科他(産前・産後の教室も充実)

院長 遠藤 力 副院長 白戸 智洋

【診療時間】	日(第2・4)	月	火	水	木	金	土
午前(9:00~12:00)	●	●	●	●	●	●	●
午後(14:30~18:00)	休診	●	●	手術日	●	●	休診

休 診 日曜(第1・3・5)・祝祭日

分娩室増築中の為(8月完成予定)
ご迷惑おかけして申し訳ありません。

随時福祉ハイヤーの送迎可(特別料金半額にて)。
福祉ハイヤー TEL.090-7654-5554

入院設備完備

駐車場56台有り

(交通機関) 函館バス(35-2)
めぐみ幼稚園停留所下車



初診の方でもPC、携帯、スマートフォンから24時間外来事前受付、分娩希望受付可。
問診票ダウンロード可。予約なしの来院も可。
ホームページ内のメールフォームからのご質問は24時間可。

函館市桔梗5丁目7-15

(桔梗駅前通り中の沢小学校前)

TEL(0138)47-3001